

クリーンセンターふたば環境安全委員会設置要綱

クリーンセンターふたばの周辺地域の安全確保に関する協定書第 12 条の規定に基づきこの要綱を定める。

第 1 目的及び名称

クリーンセンターふたばへの特定廃棄物等の処分等の状況等について報告を受け、監視を行い、クリーンセンターふたばの周辺地域の環境の保全その他の安全の確保に関すること等について助言を行うことを目的として、福島県、大熊町、双葉地方広域市町村圏組合及び環境省は、クリーンセンターふたば環境安全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第 2 活動

委員会は、次の事項について、環境省等から報告を受け、監視を行い、意見交換及び助言等を行う。

- (1) クリーンセンターふたばへの特定廃棄物等の処分等の状況に関すること
- (2) クリーンセンターふたばの周辺地域の環境の保全その他の安全の確保に関すること
- (3) クリーンセンターふたばに係る情報の公開その他の国民の理解の促進及び住民との信頼関係の確保に関すること
- (4) その他クリーンセンターふたばの安全の確保に必要な事項

第 3 構成

1. 委員会は、次に掲げる区分ごとに、次に掲げる人数の委員をもって構成する。
 - (1) 学識経験者 2 人
 - (2) 福島県 2 人
 - (3) 大熊町 2 人
 - (4) 大熊町が指名する住民 2 人
2. 委員の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。
3. 委員が任期途中で欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 1 の(1)の学識経験者の委員は、福島県、大熊町、双葉地方広域市町村圏組合及び環境省が協議して指名するものとする。

第4 委員長

1. 委員会に委員長を置く。
2. 委員長は、委員の中から委員会において互選する。
3. 委員長は、必要な際に委員会を招集し、議事の運営に当たる。
4. 委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員がその職務を代理する。
5. 委員長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
6. 委員長の任期満了後においても、後任者が就任するまでは引き続きその職務を行う。

第5 議事録

委員会は、議事録を作成し、公表するものとする。

第6 その他

1. 委員会の事務は、環境省福島地方環境事務所が双葉地方広域市町村圏組合の協力を得て行う。
2. この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項及びこの要綱に定めのない事項については、その都度協議の上定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年2月18日から実施する。